

新商品開発や販売力強化を支援します！

地場産品 **開発販売** 支援事業補助金

ふるさと納税返礼品の開発やパッケージ作成などにも活用できます！

こんなお悩みありませんか？



十日町市の
魅力を伝える新商品を
開発したいけど、
いい補助金はないかな？

新たなふるさと納税返礼品
を作るために機械や設備を
導入したいなあ。



今ある商品のパッケージを
新しいデザインにしたいなあ。

ふるさと納税ポータルサイト
の数ある返礼品の中で、**自社の商品**が選ばれるためには、
こういった見せ方をしたらいいのだろう？



／そのお悩み解決につながる補助事業があります／

対象経費



補助率
× **3/4以内**
最大30万円
まで支援します
(2回目以降1/2以内、15万円)

活用事例

- ◆例1)
ふるさと納税ポータルサイト画像
等の一新(変更)
 $10\text{万円} \times \frac{3}{4} = 7.5\text{万円}$ を支援
(2.5万円は事業者負担)
- ◆例2)
新商品の開発
 $50\text{万円} \times \frac{3}{4} = 37.5\text{万円}$
⇒ **上限30万円**を支援
(20万円は事業者負担)

※ 消費税を除いた経費が対象です。
※ 対象経費の金額はイメージです。

補助金の詳細は裏面をご覧ください

地場産品開発販売支援事業補助金

市内事業者の新たな地場産品の開発を促進するとともに、発信力強化により売上げの向上を図ります。

区 分	内 容
補助対象者	市内に事業所を有する中小企業の事業主等
補助対象経費	●開発に係る経費 当該商品に係る消耗品、原材料の購入費、製造設備機械、加工機械、冷凍設備等の導入費用、コンサルタント会社等への委託費用など ●発信力強化に係る経費 地場産品の画像作成、紹介のためのチラシ作成、パッケージの作成、ECサイト等掲載（ふるさと納税ポータルサイトを含む）に係る経費など ※消費税は補助対象外となります。
補助金額	・ 補助対象経費の 4 分の 3 （上限額30万円） ・ 本事業通算 2 回目以降の申請は、補助率 2 分の 1 （上限額15万円） ・ 千円未満の端数があるときは、切り捨てます。
補助金の申請方法	事業を開始する前に、以下を十日町市産業政策課へ提出してください。 ・ 補助金交付申請書（様式第 1 号） ・ 事業計画書（別紙 4） ・ 開発商品の概要がわかるもの、対象経費がわかる見積書など ・ 直近の納税証明書
事業の完了報告	事業が完了したら、以下を十日町市産業政策課へ提出してください。 ・ 補助金実績報告書兼請求書（様式第 7 号） ・ 実績報告書（別紙 8） ・ 成果物が確認できるもの（開発商品画像・チラシ・ECサイト画面等） ・ 対象経費の支払いが確認できるものの写し（領収書等）
留意事項	・ 商品等の完成が補助金支払いの要件となります。 ・ 他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とします。他の補助機関では、複数の団体からの補助金併用を不可と定めている場合がありますのでご注意ください。

【お知らせ】
9 月末までに申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を一旦中止させていただき、10月以降、予算の調整ができ次第申請を再開します。ご了承ください。